

南知多町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

南知多町長 石 黒 和 彦

## 南知多町規則第24号

南知多町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について

南知多町子ども・子育て支援法施行細則（平成28年南知多町規則第15号の2）の一部を次のように改正する。

別表中「3人」を「2人」に改め、同表《第12番目の段落〔4 18歳に満たない…〕》中「第3子」を「第2子」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。